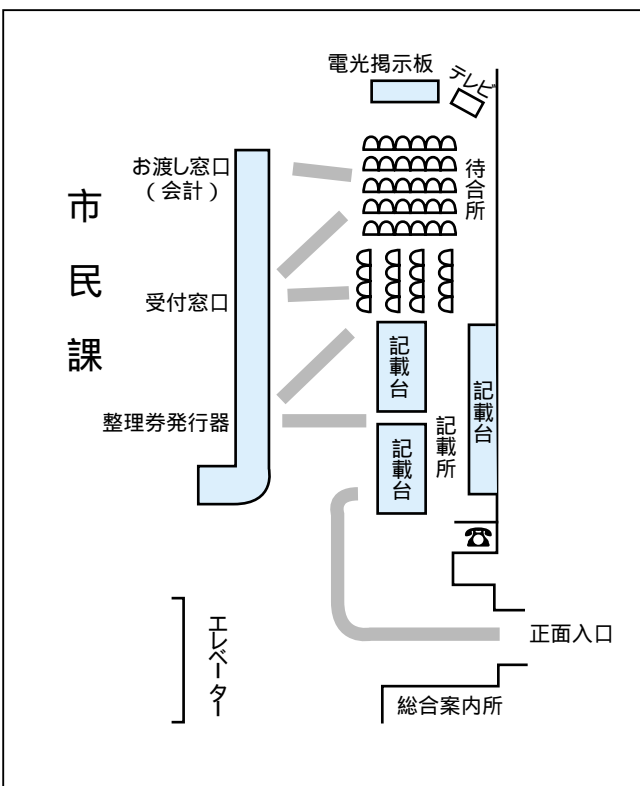


市役所の市民課窓口

整理券方式でスムーズに

混雑する市民課窓口の受け付けをより円滑に行うため、整理券発行器を設置し整理券の番号順による受け付けをしています。



受け付けは整理券の番号順です

市民課で手続きが必要な人は、申請書に記入のうえ整理券を取ってお座りになってお待ちください。窓口では、整理券の番号順に呼びします。

手続きの流れは次のとおりです。記載所で申請書に記入してください

記入方法について分からないと

きは職員にお尋ねください。整理券をお取りください。申請書を記入してから整理券をお取りください。

受付窓口で番号が表示されます。申請書と整理券を提出して書類引換券をお受け取りください。引換券の番号が表示されます。証明書などができあがると引換券(順不同)の番号が電光掲示板に表示されます。

お渡し窓口で書類をお受け取りください

市民課分室もご利用ください

取り扱う業務と受付日時は下表のとおりです

遠山分室・☎35-2000

住民票・住民票記載事項証明・住所証明の交付・年金証明
印鑑登録証明書の交付(印鑑登録はできません)

受付日時 = 火曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(公民館の休館日、

赤坂分室・☎26-3327

住民票・住民票記載事項証明・住所証明の交付・年金証明
印鑑登録証明書の交付(印鑑登録はできません)
戸籍や除籍の謄本・抄本、附票の写しの交付
転入・転出・転居などの住民異動届

受付日時 = 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始は除く)

毎週火曜日は午後7時まで受け付け

毎週火曜日(祝日、年末年始は除く)は、市民課窓口の受付時間を午後7時まで延長(試行)しています。ただし、取り扱う業務は次のとおりですので、内容を確認のうえご利用ください。

延長時間に取り扱う業務
住民票、住所証明、年金受給者現況届証明書、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、身分証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、戸籍記載事項証明書、外国人登録原簿記載事項証明書

なお、印鑑登録の申請、転入・転出・転居などの住民異動届は取り扱いませんのでご注意ください。

電話予約で土・日曜日に

平日市役所に来られない人のために、あらかじめ電話予約により、住民票や納税証明などの諸証明書類を、土曜日と日曜日に市役所の守衛室と中央公民館で受け取れる制度があります。

予約の方法

電話で担当課に交付の予約をしてください。

受付日＝日曜日・金曜日（祝日・年末年始は除く）

受付時間＝午前8時30分～午後5時（ただし、金曜日は午後3時まで。金曜日と木曜日などが



祝日の時は前日の午後3時までで

交付の方法

交付日＝土・日曜日

交付場所＝市役所地下1階守衛室、中央公民館

受付時間＝午前8時30分～午後5時

交付できる書類

市民課 ☎20 1525

住民票、住所証明

納税課 ☎20 1513

納税証明、課税証明、所得証明

非課税証明、所得証明（児童手当・扶養手当・奨学金）、法人

住所証明、狩猟証明、諸証明

（課税確認・国民健康保険税払い込み証明）

資産課税課 ☎20 1514

評価証明、評価通知、資産証明

公課証明、特定市街化区域農地証明

交付を受けるときは、本人であることをご確認ください。

免許証や健康保険証などをあ持ちください。くわしくは担当課へ。

成田メール

郵便局で

申請できます

市内の郵便局から住民票と戸籍の謄本・抄本の申請ができます。「成田メール」という制度で、手続きは次のとおりです。

請求できるもの＝住民票、戸籍

の謄本・抄本

の手続きの方法

印鑑を持って市内の郵便局へ。

郵便局に置いてある「成田メール」専用の申請書と往信用・返信用の封筒に必要な事項を記入して切手を貼付してください。

手数料として郵便局の定額小為替を必要な金額分だけ買って同封して投函。（住民票の写し1

通200円、戸籍の謄本・抄本1通450円）

申請のあった書類を市民課で作成し、同封の返信用封筒で自宅へ返送。通常、3～4日で届きます。

くわしくは市民課 ☎20 1525へ。

窓口から

老人保健

こんなときには届け出を忘れずに

老人保健は、70歳以上（一定の障害があると認定された場合は65歳以上）の人が安心して医療を受けられるようにするための制度です。この保健の資格を得るための手続き、および資格の変更に伴う届け出は左表のとおりです。

いざというとき慌てないためにも、届け出は忘れずにしましょう。

こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
70歳になったとき (市から案内が届きます)	健康保険証
転入してきたとき	健康保険証
転出するとき	健康手帳（医療受給者証）
死亡したとき	健康手帳（医療受給者証）
住所が変わったとき	健康手帳（医療受給者証）
医療保険の変更およびそう失	健康保険証 健康手帳（医療受給者証）
65歳以上で寝たきりなどになったとき	印鑑・健康保険証と 身体障害者手帳、国民年金証書、 診断書のいずれかの書類
生活保護を受けるようになったとき	印鑑・ 健康手帳（医療受給者証）



くわしくは保険年金課 ☎20 1526へ。

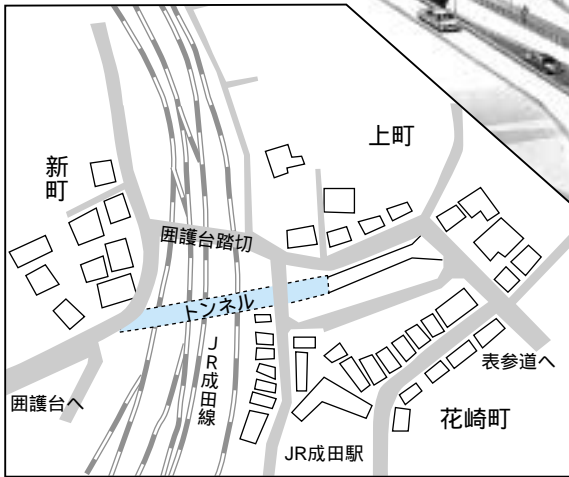
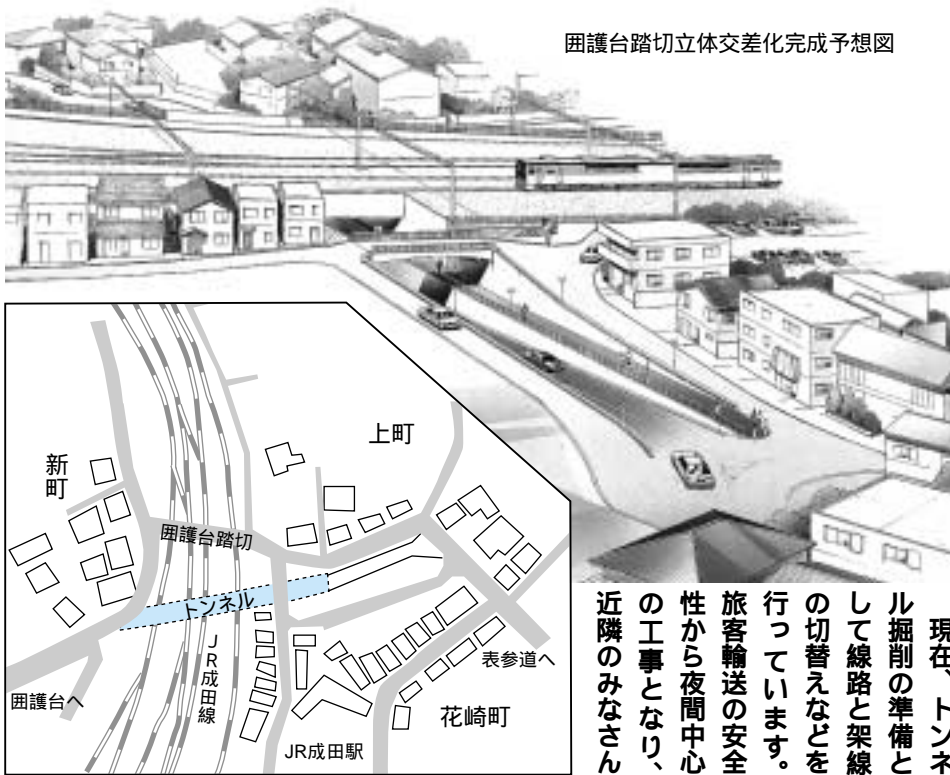
囲護台踏切立体交差化工事

トンネル開通は平成15年度予定

囲護台踏切は、開かずの踏切として、成田の交通難所の一つにあげられています。

成3年度より事業を進めてきました。12年度末をもって用地買収が完了し、本年4月からJR東日本に工事委託し、既に着手しています。

囲護台踏切立体交差化完成予想図



現在、トンネル掘削の準備として線路と架線の切替えなどを行っています。旅客輸送の安全性から夜間中心の工事となり、近隣のみならず、

には、騒音などにより迷惑をお掛けしています。今後、軌道・電気関係の工事として、平成14年2月までの間に大きな夜間工事を8回予定しており、その後、トンネル掘削のための夜間工事を平成14年5月ごろまで予定しています。工事については細心の注意を払い施行してまいりますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

くわしくはJR東日本東京工務事務所総武工区(☎043 247 0166)、市土木課(☎20 1550)へ。

水道の検針

水道メーターの検針にご協力を

市の委託検針員が、2カ月ごとに市の水道メーターの検針にお伺いし、「使用水量等のお知らせ」を発行しています。

水道メーターの検針は、使用水量を確認するためだけではなく、使用量から漏水の発見にも役立っています。

検針の際には、次のように協力ください。
メーターボックスの上に車や物を置かないでください。

犬は放し飼いにせず、出入り口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。

メーターボックスの中は、いつもきれいにしてください。

くわしくは市水道部(☎20 0269)へ。

チャイルドシート・シートベルト

大切な命、必ず着用を
今月はチャイルドシート・シートベルト着用推進強化月間です。



チャイルドシートを忘れないでね

みなさんも車に乗るときは必ずチャイルドシート・シートベルトを着用してください。

今回のスローガンは、「そのねがお、チャイルドシートが守ります」です。一人ひとりが正しい

交通ルールを身につけて事故防止に努めましょう。

くわしくは市民生活課(☎20 1527)へ。

犬・猫の不妊・去勢手術

一頭あたり

5,000円を助成

(社)千葉獣医師会では、動物愛護週間(9月20日~26日)にちなみ、犬や猫の不妊・去勢手術を希望する飼い主に手術費用の一部を助成します。

助成額：1頭あたり5,000円(応募者多数の場合は抽選)

申し込み方法：往復ハガキに住所、氏名、電話番号、犬・猫の別およびオス・メスの別と名前、年齢、毛色、希望する動物病院名(千葉獣医師会に加入している動物病院に限る)、犬の場合は平成13年度の狂犬病予防注射済番号を書いて(社)千葉獣医師会(〒260 0021 千葉市中央区新宿2-9 7結城野ビル1F)へ
申込期間：9月20日(木)~26日(水)(当日消印有効)

くわしくは(社)千葉獣医師会(☎043 242 1047)へ。

相談日

し尿くみ取り

住所が変わったら
必ず連絡を

引越など、くみ取りが必要になったときや不要になったとき、あるいは市内で住所が変わったときなどは、必ず環境衛生課に連絡をしてください。

また、世帯主の名義を変更した場合も連絡をお願いします。
定期収集にご協力を！

新規にくみ取りを依頼した後は、定期収集をお勧めします。

月に1〜2回のくみ取りが必要などときには、担当業者に定期収集を依頼してください。

料金は口座振替で！
支払いは便利な口座振替のご利用をお勧めします。

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

20日(木) 10時～3時

不動産相談

18日(火) 10時～正午

税務相談

18日(火) 10時～3時

外国人相談

13日(木)・27日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

市民よろず相談

14日(金) 1時～4時

会場 成田市役所 201会議室

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談

水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談

月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談

13日(木) 10時～正午

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談

月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 4日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 6日(木)・20日(木) 9時～正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 25日(火) 10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制) 月・火・木曜日 9時～5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

納入通知書と預金通帳・届け印
を持って市内各金融機関(郵便局
は除く)へ申し込んでください。

くわしくは環境衛生課(☎20
1531)へ。

バイクの自賠責保険

車検のないバイクは
保険切れに注意を

全てのバイクは自賠責保険(自動車
損害賠償責任保険)に入る義務
があります。

無保険(保険切れ)で運転すると
6カ月以下の懲役または5万円以
下の罰金と違反点数6点で、免許
停止処分を受けます。

特に車検の義務がないバイク・
原付自転車などは要注意です。自
分のバイクの保険期間を確かめて
ください。もし保険が切れていた

ら、損害保険会社・同代理店・農
協(JA)で、すぐに加入手続き
をしてください。

くわしくは関東運輸局千葉陸
運支局(☎043 242
7335)へ。

10日は下水道の日

すてきな町
さわやかな暮らしを

公共下水道は、自然・生活環境
の向上を目指し、水質の保全を目
的に造られています。

今年のスローガンは「下水道
あなたと水を むすぶ道」です。
みなさんも下水道に対する理解
を深め、下水道整備促進にご協力
をお願いします。

くわしくは下水道課(☎20
1553)へ。

消費生活相談

Q & A

Q 何年か前に契約した資格取得講座のことで、「資格が取れていないので、取るように」と職場に電話があり、その後書類が届きました。よく考えると必要がないのでクーリングオフ(無条件解除)をしようと思います。送られた書類には申込日が既に書かれていますが、その日から8日以内でしたら大丈夫でしょうか。



電話勧誘販売

A 電話勧誘販売の場合、電話でのやり取りの後、書類が送られます。クーリングオフの手続きは、書類に記載されている申込日からではなく、書面を受け取ってから8日の間にすれば大丈夫です。資格が取れていなくても、再契約の義務はありません。また、電話で契約する意思を示したとしても、クーリングオフができます。ハガキを配達記録郵便で(発信記録が残るもの)出しましょう。電話でのクーリングオフはトラブルになるので、くれぐれも書面で行ってください。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。